

令和6年度 信濃町第3次環境基本計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、信濃町が信濃町第3次環境基本計画策定業務支援業務委託を発注するにあたり、業務に対する意欲があり、高度な分析能力と豊富な経験を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザルの各種手続き、要件等に関して必要な事項を定めるものである。

1 業務委託の概要

- (1) 業務名称：令和6年度信濃町第3次環境基本計画策定業務支援業務委託
- (2) 業務内容：令和6年度信濃町第3次環境基本計画策定業務支援業務委託仕様書による。
- (3) 委託期間：契約日から令和7年3月31日
- (4) 提案上限額：3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、本業務に参画する意欲があり、公益に資する意思を持って業務にあたるとともに、以下の要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (3) 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体でないこと。
- (4) 過去に県内で地方自治体の基本計画の策定・支援業務を直接受注した実績を複数有していること。

3 プロポーザル実施スケジュール

- (1) 公示期間（町ホームページ掲載） 令和6年4月15日（月）～令和6年4月25日（木）
- (2) 参加申請受付期限 令和6年4月25日（木）
- (3) 質問受付期限 令和6年4月25日（木）午後3時
- (4) 質問回答期限 令和6年4月30日（火）
- (5) 業務提案書類等受付期限 令和6年5月14日（火）午後5時必着
- (6) プレゼンテーション 令和6年5月17日（金）
- (7) 審査結果通知予定日 令和6年5月20日（月）

4 参加申請

(1) 提出書類及び提出方法

次の書類を事務局に対して持参、郵送等（追跡可能なもの）のいずれかにより提出すること。

ア【様式1号】プロポーザル参加申請書

イ【様式2号】業務従事者の類似業務実績

(2) 提出期限

令和6年4月25日（木）必着

(3) 提出部数

1部

(4) 参加資格の確認及び結果通知

本プロポーザルの参加資格の確認は、提出された上記(1)の書類により審査し、その結果は令和6年4月30日(火)までに参加申請者に書面で通知する。

(5) 参加の辞退

参加申請書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡するとともに、書面(任意様式)で通知すること。

5 質問及び回答

(1) 質問受付

- ・令和6年4月25日(木)午後3時までに【様式3号】質問書に記入し、住民福祉課環境係へ電子メールに添付し送付すること。
- ・質問は、電子メール以外は受付しないこととし、メールの件名は「令和6年度信濃町第3次環境基本計画策定業務支援業務委託質問書【事業者名】」とすること。

(2) 質問回答

- ・質問への回答は、令和6年4月30日(火)までに電子メールにて質問者のみに通知する。ただし、質問の回答が全ての参加申請者に必要と認められる場合には、全ての参加申請者に通知する。

6 業務提案書類等の提出

(1) 提出期限

令和6年5月14日(火)午後5時必着

(2) 提出書類

書類名	作成上の注意
① 業務提案書の表紙	【様式4号】を用いることとする。
② 業務提案書	下記「7 業務提案書作成要領」に基づき作成すること。
③ 見積書	下記「8 見積書作成要領」に基づき作成すること。

(3) 提出方法

持参、郵送(追跡可能なもの)又は電子メール等のいずれかにより提出すること。

(4) 提出部数

各6部(正本1部・副本5部)

※①業務提案書の表紙は、正本1部のみ提出

※②電子メールで提出いただく場合は、プレゼンテーション当日に必要な部数を持参すること

7 業務提案書作成要領

(1) 令和6年度 信濃町第3次環境基本計画策定業務委託仕様書に示す要件を満たすため、具体的手法や工夫及びスケジュール等を、文章や図表等により簡潔かつ明瞭に記述して提案すること。

(2) 記載内容は以下①～⑦とし、日本工業規格A4で各ページで作成すること。

- ①基礎調査・第2次計画の達成状況の評価の実施方法
- ②事業者アンケートの実施方法
- ③計画素案の作成・とりまとめの実施方法
- ④庁内会議・環境基本計画策定委員会等の運営支援の実施方法
- ⑤その他の工夫点
- ⑥業務の実施体制
- ⑦業務スケジュール

- (3) 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。

8 見積書作成要領

- (1) 仕様書に基づいた契約期間内に生じるすべての費用を見積もること。
- (2) 費用総額を示すとともに、主な工程ごとの費用（総額の内訳）を明記すること。
- (3) 費用算出にあたり見積条件等がある場合は、その内容を明記すること。
- (4) 消費税及び地方消費税を含めた額で提示すること。

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日時・場所
令和6年5月17日(金) 10時から 信濃町役場 2階 第1・2会議室
- (2) 説明時間
1事業者につき30分程度（プレゼンテーション15分以内・質疑10分程度）
- (3) 出席者
 - ・1事業者につき最大3名まで。
 - ・説明は、業務従事者のうち代表者が行うこと。
- (4) 留意事項
 - ・プレゼンテーションは、提出した業務提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。
 - ・パソコン・プロジェクター等による説明は許可する。プロジェクター、電源、スクリーン、延長コードは町で用意する。
 - ・プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。
 - ・日程の詳細は、下記「10 失格事項等」に該当しない者に別途通知する。
 - ・新型コロナウイルス感染症に伴い、ウェブ会議で行う場合は、別途通知する。

10 失格事項等

下記の内容に該当する場合は、失格となることがあるので留意すること。

- (1) 提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- (2) 参加資格要件を欠く場合
- (3) 見積価格が提案上限額を超える提案を行った場合
- (4) 業務提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 本実施要領等に記載のある必要事項を満たしていない場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11 審査及び優先交渉権者

町が設置する「審査委員会」において、あらかじめ定めた評価基準に基づく審査を行い、総合的な評価のもと優先交渉権者を決定する。

(審査基準)

【別紙2】評価項目一覧

【別紙3】令和6年度 信濃町第3次環境基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル評価基準

12 契約に関する基本事項

- (1) 本プロポーザルにより選定した優先交渉権者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 契約にあたっては、選定した優先交渉権者と協議を行い、採用した業務提案書を基本とするが、実情に応じ受託者と協議し一層優れたものに内容を変更、発展させることができるものとする。
- (3) 原則として、再委託を認めない。ただし、合理的な理由があり事前に文書による町長の承諾を得た場合は、この限りではない。

13 その他

- (1) 本プロポーザルに係る書類作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザル及び本業務において知り得た情報について、第三者に漏らし、若しくは本プロポーザル及び本業務手続き以外の目的に供し、又は無断で使用することを禁止する。
- (4) 審査結果に対する異議は一切認めない。
- (5) 電子メール等の通信事故、及び書類等の郵送・配送の途中の事故(郵送・配送の遅延を含む)については、当町はいかなる責任を負わない。
- (6) 透明性及び公平性を確保する為、本業務の受託者及びその関連事業者(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。以下同じ。)については、本業務の完了後2年間、町の情報システム構築、運用保守及び情報機器に係る調達に参加することはできない。
- (7) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

【提案書等提出・問い合わせ先】

信濃町 住民福祉課 環境係 担当：常田
〒389-1392 長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2
電話 026-255-5924 FAX 026-255-6207
E-mail : kankyou@town.shinano.lg.jp